

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会文化スポーツ課	
契約締結年月日	令和6年4月1日	
業 務 名	令和6年度文化振興事業	
業 務 の 概 要	(1) 一般教養振興事業 (2) 美術振興事業 (3) 文芸振興事業 (4) 舞踊振興事業 (5) 歌謡振興事業 (6) 邦楽振興事業 (7) 茶華道振興事業 (8) 吟剣詩舞道振興事業 (9) 和太鼓振興事業 (10) 洋楽振興事業 (11) 講座開催事業 の計11事業の振興	
契約金額(税込)	1,278,000円	
契約の相手方	尾張旭市文化協会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>(該当する□欄に印をつけること)</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	尾張旭市文化協会は、昭和56年5月に発足後、市民芸能大会、市民音楽祭、市民展など市主催の多くの行事に協力するなど、長年貢献を重ねてきた団体である。また、信頼性が高く、唯一市内において市民に広く文化芸術活動を実施している組織的な団体であり、当該業務を受託できる団体は他に存在せず、競争入札に適さない。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局 文化スポーツ課です。